

令和3年松前町告示第16号

松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の町長が指定する事務を定める告示の一部を改正する告示を次のように公表する。

令和3年3月23日

松前町長 岡 本 靖

松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の町長が指定する事務を定める告示の一部を改正する告示

松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の町長が指定する事務を定める告示（平成27年12月松前町告示第139号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(条例別表第1の町長が指定する事務)</p> <p>第2条 条例別表第1の7の項の町長が指定する事務は、<u>松前町国民健康保険インフルエンザ予防接種費用助成金支給要綱（令和3年4月1日施行。以下「インフルエンザ要綱」という。）</u>第5条の規定によるインフルエンザ予防接種費用助成金の<u>支給決定</u>に関する事務とする。</p> <p>(条例別表第2の町長が指定する事務及び情報)</p> <p>第5条 条例別表第2の8の項の町長が指定する事務は、インフルエンザ要綱第5条の規定によるインフルエンザ予防接種費用助成金の<u>支給決定</u>に関する事務とし、同項の町長が指定する情報は、<u>地方税関係情報</u>とする。</p>	<p>(条例別表第1の町長が指定する事務)</p> <p>第2条 条例別表第1の7の項の町長が指定する事務は、<u>松前町国民健康保険インフルエンザ予防接種費用助成要綱（平成30年8月1日施行。以下「インフルエンザ要綱」という。）</u>第5条の規定によるインフルエンザ予防接種費用助成金の<u>交付決定</u>に関する事務とする。</p> <p>(条例別表第2の町長が指定する事務及び情報)</p> <p>第5条 条例別表第2の8の項の町長が指定する事務は、インフルエンザ要綱第5条の規定によるインフルエンザ予防接種費用助成金の<u>交付決定</u>に関する事務とし、同項の町長が指定する情報は、<u>地方税関係情報</u>とする。</p>

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。